

宇治浄水場脱水汚泥収集・運搬委託仕様書

本仕様書は、京都府営水道事務所宇治浄水場の浄水処理過程で発生する浄水汚泥を収集・運搬する業務委託について定めたものである。

第1条 業務委託内容

1 業務委託する対象品目（汚泥形態）

浄水汚泥（脱水したもの。以下「浄水汚泥」という。）

2 契約期間及び委託予定期間

（1）契約期間 契約締結日から令和8年6月30日まで

（2）委託予定期間 令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

委託予定期間とは、契約期間の内、実際に業務を委託する期間のことをいう。

なお、委託予定期間は、入札の遅れ等により契約が令和7年7月2日以降になる場合、変更することがある。

3 収集・運搬予定数量

委託予定期間内に収集・運搬委託する予定数量は、次のとおりである。

500 トン（令和7年度：375 トン 令和8年度：125 トン）

なお、当該数量は、第1項に示す汚泥形態での量である。また、見込量であるため必ずしも全量を保証するものではない。

4 収集場所（浄水汚泥積込場所）

京都府営水道事務所宇治浄水場（宇治市宇治下居地内）

5 運搬先

当該業務を受託した業者が定める処分施設設置場所

なお、業者間で十分協議し協力して業務を実施すること。

第2条 契約履行に関する条件

受託者は、第1条に示す業務を履行するに当たり、次の条件を満たさなければならない。

1 収集・運搬車両等について

使用する収集・運搬車両（以下「車両」という。）は、コンテナ又はダンプトラック仕様とし、詳細は次のとおりである。

（1）呼称10トン車以上の車両であること。なお、呼称10トン車とは最大積載重量10トン前後の車両をいう。

（2）道路運送車両法に定める検査に適合し、検査後改造していない車両であること。

- (3) 第1条第4項及び同条第5項で示す敷地・施設建屋内等に車両を進入させ、浄水汚泥（固形分・水分問わず）を落下又は飛散させることなく搬出搬入が可能な車両形状であること。
- (4) 運搬ルート上における道路法並びに道路交通法等に定める制限内、制限外にあっては、許可されている車両であること。
- (5) ダンプが可能であること。
- (6) 落下及び飛散防止に努めること。

2 収集運搬について

- (1) 原則、土日祝日を除く平日の収集・運搬が可能であること。
- (2) 原則、委託者の指定時間に収集・運搬が可能であること。
- (3) 収集運搬日時及び1日又は1箇月当たりの収集・運搬回数
詳細は、第1条第3項で示す契約期間内予定数量、指示時点での浄水処理状況、運搬先の処分能力及び運搬先の意見等々から総合的に判断して、別途監督職員が月間搬出計画書等で指示する。
- (4) 浄水汚泥は、宇治浄水場の脱水機棟に設置している汚泥貯留ホッパーから直接積み込むこと。

第3条 法令等遵守事項

受託者は以下の法令等を遵守し、不法行為を行ってはならない。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）
- 2 運搬先自治体の条例も含む関係法令
- 3 道路交通法等の運搬関係法規
特に、自動車検査証に記載している最大積載量を超えて運搬しないように注意すること。
- 4 その他関係法令

第4条 その他注意事項

- 1 第1条第4項及び同条第5項で示す収集場所及び運搬先の敷地内並びに運搬ルートの道路等（航路・鉄道含む。）の利用者及びこれらの近隣関係者等とトラブルが生じないように十分注意し、安全な運搬に努めること。
なお、第三者との間にトラブル（交通事故を含む。）が生じた場合、速やかに自らの責任で対処し、必要に応じて関係官庁に通報し、それら一切を書面にて報告（速報としての電話等の口頭やメールは可）しなければならない。
- 2 業務委託している浄水汚泥に異物混入があると処分及び処分過程で実施する脱水汚泥成分分析に支障を来すおそれがある。したがって、原則、使用する車両は、

浄水汚泥専用とする。また、車両の部品が荷台に落下しない様に定期的に車両点検し、脱水汚泥を積み込む前に荷台内に異物がないか必ず目視点検し必要に応じて清掃すること。

- 3 収集運搬量は、宇治浄水場の脱水機棟の汚泥貯留ホッパーに設置されている計量器により行うこと。なお、体積へ換算する比重は、1.2 とする。

また、日収集・運搬量は、その合計値とする。

- 4 運搬先が変わる場合は、協議の上、変更をすることができる。

- 5 第1条第5項で示す運搬先の搬入受入日時は、原則、深夜早朝を除く月曜日から金曜日（以下「運搬先搬入受入日時」という。）としている。なお、事前協議をすれば、運搬先搬入受入日時以外の搬入も可能としている。

また、緊急時には、事前協議なしに運搬先搬入受入日時以外の搬入を指示する場合があるので注意すること。

- 6 指示する収集時間又は運搬先の都合や運搬ルートの交通事情等で、第5項で示す搬入受入日時に搬入できない場合があれば搬入時間調整を行うこと。

なお、搬入時間調整をするに当たっては、廃掃法や道路交通法等関係法令に抵触しないように注意し、第三者とトラブルを起こさないようにすること。

- 7 業務実施に当たっては、別途契約している関係業務受託者と十分協議し協力すること。特に、収集及び搬入の予定時間については十分に調整を行い、運搬ルートの交通事情等で予定時間が遅延する場合は連絡し、予定時間調整等の対応をすること。

- 8 運搬設備（廃棄物の積替設備や車両等）の故障等で受託している収集運搬が一時的に不可能となる等、緊急時には、原則受託者が再委託するなどして受託している業務を行うように努めること。

なお、緊急時には、委託者も事前に指示した収集・運搬脱水汚泥量を変更するなどの調整をするが、協議の上の契約変更又は契約解除をする場合もあるので注意すること。

第5条 提出書類

- 1 契約時に提出する書類

- (1) 廃掃法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（発着地ともに必要）
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による許可証の写し
- (3) 車両明細

ア 車両の自動車検査証の写し

イ 計量票

- (4) その他運搬先又は運搬先の自治体が求める書類

- 2 委託料請求時に提出する書類

- (1) 実績報告書

(2) 請求書

(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）B 2 票の写し

第6条 その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者間で協議の上、監督職員が指示する。